

また、寒い冬がやってきます



# 冬の備えは万全に

— きまりを守って、安全な冬に —

今年も残すところあと1か月となりました。本格的な冬の到来を前に今一度、確認しておくこと、注意することなどをまとめてお知らせします。

## 円滑な除雪作業にご協力を

- 路上駐車は絶対にダメ  
道路上や待避所内に駐車してあると除雪作業ができなくなります。
- 除雪作業の妨げになるものは片付けを  
道路にはみだした枝や植木、看板、乗り入れ用の鉄板などの撤去をお願いします。
- 危険箇所には目印を  
道路沿いにある塀や垣根などを誤って壊さないよう、目印をお願いします。
- 除雪の手直しは皆さんで  
除雪作業で玄関や車庫などの出入り口が雪でふさがることがあります。その場合の手直しは、お手数でも各家庭などをお願いします。
- 道路に雪を捨てないで  
道路は人や車が通るところです。雪を捨てると交通事故の原因になります。
- 除雪車にご注意を  
除雪作業は、夜間や早朝に、また吹雪や降雪時に行うことが多く、見通しも悪いため危険ですので、除雪車に近づかないようにしてください。特に自動車などを運転する際には十分注意し、除雪車に道を譲ってくださるようお願いいたします。
- ご意見・ご要望は区長(総代)さんへ  
除雪作業に対するご意見やご要望は、必ず区長(総代)さんを通してください。市からの回答もすべて区長(総代)さんに連絡します。

### 除雪車の出動基準

#### 【道路(車道)】

雪の降り始めから、おおむね10cmの降雪量を目安に出動します。

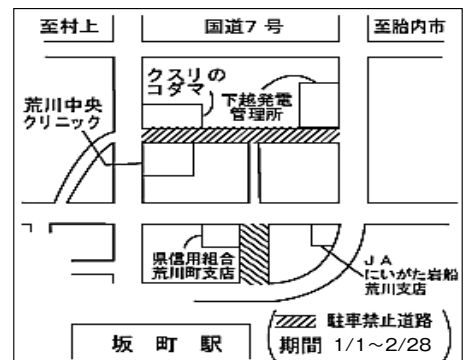
積雪後は、道路交通状況の把握に努め、吹きだまりや交通障害の有無を捉えて作業を行います。

#### 【歩道】

歩道上の積雪が20cmを上回っている場合を目安に出動します。

### 駐車禁止のお知らせ(荒川地区)

平成29年1月1日～2月28日



## 公共の雪捨て場(12月1日～平成29年3月31日)

### 【村上地区】



### 【朝日地区】



※大型貨物自動車などで雪を捨てる場合は、村上警察署への許可申請が必要となり、一方通行となります

●問い合わせ 建設課管理室 ☎53-2111 (内線516~519)

各支所産業建設課建設管理室 荒川支所☎62-5273 神林支所☎66-6118

朝日支所☎72-6884 山北支所☎77-3115

## 車両の運転は慎重に

冬は、特にスリップや追突などの事故が多く発生します。冬道の走行では、少しの操作ミスが重大な事故につながります。スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの装着はもちろん、スピードを落とし、車間距離をとって慎重な運転を心掛けましょう。

また、万一のために車外で作業できるよう防寒着を準備するなど、十分な備えをしておきましょう。

### 【冬道の特徴】

- スリップしやすく、停止距離も長くなります
- 視界が悪くなります
- センターラインや道路標識が見えにくくなります

### 【安全に運転するためのコツ】

- 安全な速度で走行しましょう
- 車間距離を十分にとりましょう
- 急ブレーキ、急発進など「急」のつく運転をしない
- ポンピングブレーキを使いましょう
- 前方が見えにくい時は、ハザードランプを点灯し左によって一時待機しましょう

### ●問い合わせ

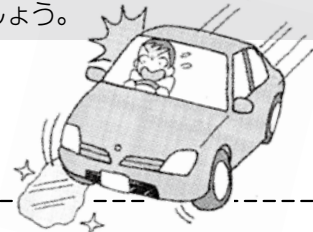
市民課生活人権室 ☎53-2111(内線286)  
または各支所地域振興課市民生活室

## 冬の交通事故防止 運動が始まります

「冬の道 人も車も ゆずりあい」をスローガンに12月11日(日)から20日(火)まで「冬の交通事故防止運動」が行われます。

この運動は「飲酒運転の根絶」「歩行者の保護」「夜光反射材の着用推進」に重点を置いています。

年末が近づくと人や車の動きが慌しくなり、交通事故の多発が懸念されます。交通ルールを守り、正しいマナーを実践して交通事故を防ぎましょう。



## 水道管の凍結にご注意を

冬期間は、水道管が凍結しやすくなります。凍結すると水が出なくなり、万が一破損した場合は修理に多額の費用が掛かりますので、ご注意ください。

### 【予防策】

- 夜、冷え込むことが予想される日は、寝る前に必ず蛇口から少し水を出しておきましょう
- 屋外に露出している水道管には、保温材などを巻いておきましょう

### 【破裂してしまったとき】

- メーターボックス内の止水栓を閉め、市指定の給水装置工事事業者または問い合わせ先まで連絡してください  
※市指定の給水装置工事事業者は、市ホームページで確認できます

### ●問い合わせ

水道局管理業務室 ☎66-6190  
村上水道事務所上下水道室  
☎53-2111 (内線161)  
各支所産業建設課建設管理室  
荒川支所 ☎62-5273  
朝日支所 ☎72-6884  
山北支所 ☎77-3115

## 油の取り扱いにご注意を

これからの寒い時季、暖房器具の使用などで油を扱う機会が多くなり、油の流出事故が多くなります。

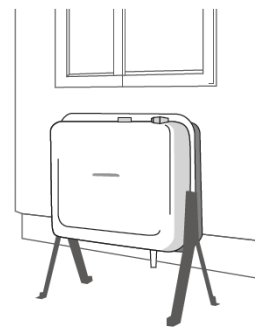
河川などへの油の流出は、火災や環境汚染につながるなど生活に悪影響を及ぼすことから、次のことを守り、油の扱いには十分注意するようにしましょう。

### 【ポイント】

- 給油中は絶対その場を離れないようにしましょう
  - 油タンクのバルブは完全に閉めましょう
  - 油タンク周辺の除雪作業などで屋外の配管が破損しないようにしましょう
  - 油送パイプなどの設備の操作ミスに注意しましょう
- ※農業・漁業への被害補償、流出拡大防止対策にかかる費用を請求されることがあります

### ●問い合わせ

環境課生活環境室 ☎53-2111(内線271)



## 屋根の雪下ろし費用の助成

一人暮らしの高齢者などで、屋根の雪下ろしにかかる費用の援助が必要な場合に、その費用の一部を助成します。



### ●問い合わせ・申し込み

村上市社会福祉協議会  
村上支所 ☎53-2111 (内線126)  
荒川支所 ☎50-5120  
神林支所 ☎60-1888  
朝日支所 ☎50-7118  
山北支所 ☎77-3283

**【対象者】** 65歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯で、除雪作業ができない場合や、除雪を援助してくれる人がいなく、費用負担が難しい人（平成28年度市民税非課税世帯、均等割のみの世帯）

**【助成額】** 1回につき、10,000円（3回まで）

**【その他】** 必ず民生児童委員を通して申請してください。

## 屋根の雪下ろしができる事業者などを募集

一人暮らしの高齢者にとって雪下ろしは想像以上に大変な負担となります。そこで、地域の皆様のご協力を募り、事業者やグループを名簿にまとめて、高齢者からの雪下ろしに関する相談に活用します。

### 【募集要件】

- ・市内および関川村内の団体
- ・雪下ろしの見積りと費用の説明を、高齢者へ事前に説明できる事業者やグループに限ります

### 【申請期間】

平成29年3月31日(金)まで

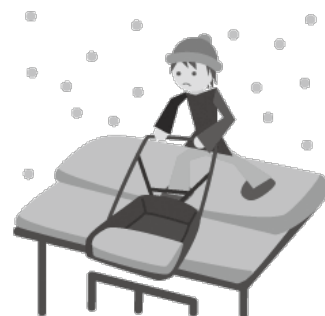
### 【申請方法】

介護高齢課にある申請書に必要事項を記入して提出してください。

※申請書は、市ホームページ(ライフインデックス⇒介護高齢課で検索)からもダウンロードできます

### ●問い合わせ・申し込み

介護高齢課高齢福祉係  
☎53-2111 (内線367)



## 安全作業を心掛けましょう

毎年、家の周りの除雪作業中や屋根の雪下ろしでの事故が起きています。このような事故を防止するため、次の点を守って、安全な作業を心掛けましょう。

### 【事故防止のための注意点】

- 屋根の雪下ろし作業は、必ず2人以上で行いましょう
- 作業中に疲れたら、無理をせずに休憩を取りましょう
- 高い位置での作業を行う場合は、必ずヘルメットを被りましょう
- 除雪機に雪が詰まった場合は、必ずエンジンを切ってから詰まった雪を取り除きましょう

